

令和3年9月30日

斎場利用者各位

小田原市斎場

## 小田原市斎場での酒類提供自粛の解除について

標記については新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和3年7月30日付けで、神奈川県を対象とする特措法に基づく緊急事態宣言が発出され、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、「売店での酒類提供の自粛」及び「斎場内への酒類の持ち込み自粛」の実施期間を令和3年9月30日(木)までとしているところですが、令和3年9月30日(木)付けで緊急事態宣言が解除されることになりました。

つきましては、「売店での酒類提供の自粛」及び「斎場内への酒類の持ち込みの自粛」を10月2日(土)より解除いたします。

なお、不明な点がございましたら斎場までご連絡をお願いいたします。

小田原市斎場

場長 竹本健夫

TEL : 0465-34-4909

FAX : 0465-34-4915